

免許番号 共第9号

漁場の位置 神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ及びエを順次結んだ線、エからオに至る最大高潮時海岸線、オ、カ、キ及びクを順次結んだ線並びにクからアに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

ア 最大高潮時海岸線における明石市・神戸市界（北緯34度38.59分、東経135度01.12分）

イ アから201度1,500メートルの点（北緯34度37.83分、東経135度00.77分）

ウ エから174度1,200メートルの点

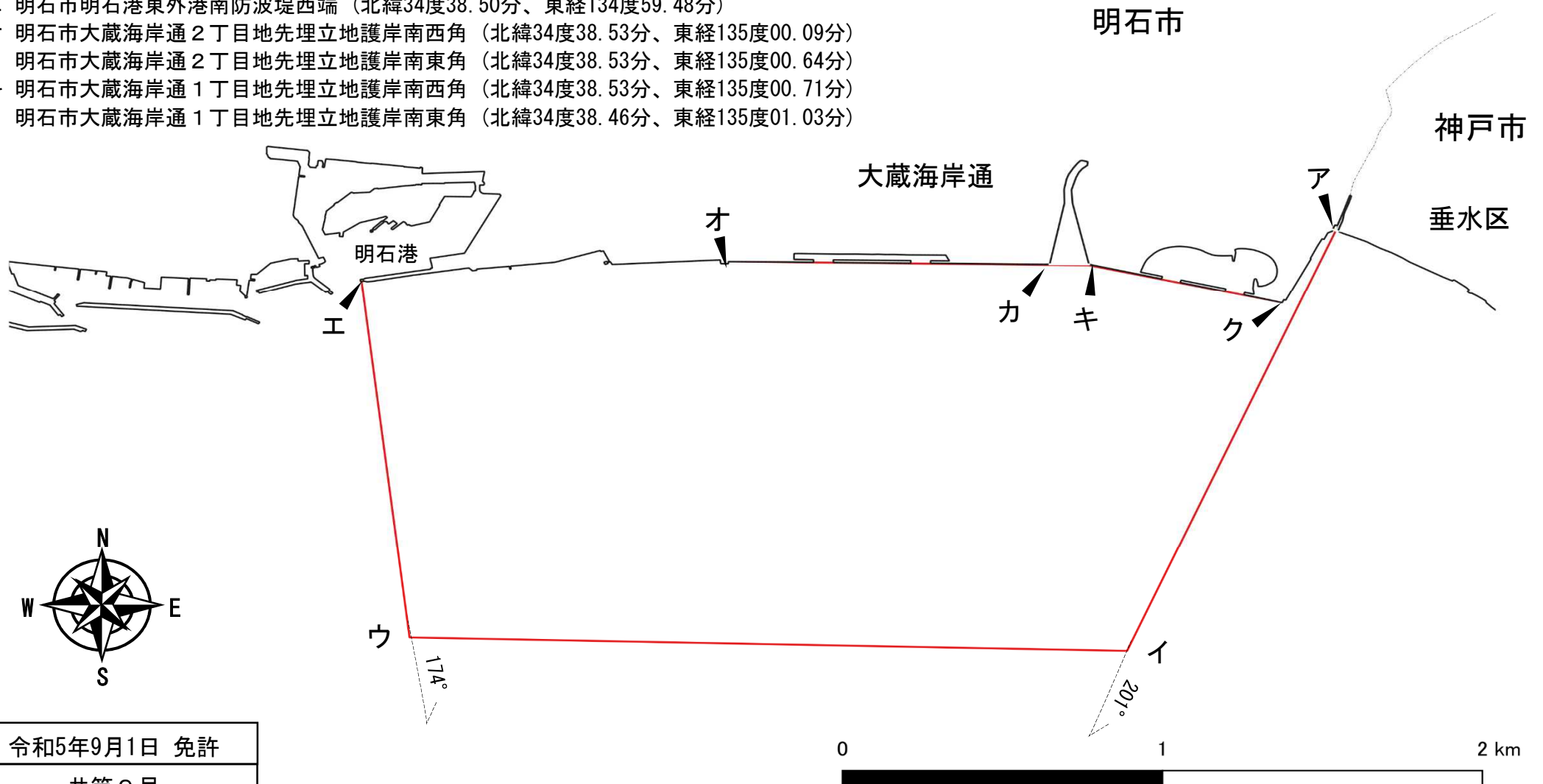
エ 明石市明石港東外港南防波堤西端（北緯34度38.50分、東経134度59.48分）

オ 明石市大蔵海岸通2丁目地先埋立地護岸南西角（北緯34度38.53分、東経135度00.09分）

カ 明石市大蔵海岸通2丁目地先埋立地護岸南東角（北緯34度38.53分、東経135度00.64分）

キ 明石市大蔵海岸通1丁目地先埋立地護岸南西角（北緯34度38.53分、東経135度00.71分）

ク 明石市大蔵海岸通1丁目地先埋立地護岸南東角（北緯34度38.46分、東経135度01.03分）



令和5年9月1日 免許  
共第9号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第9号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		